

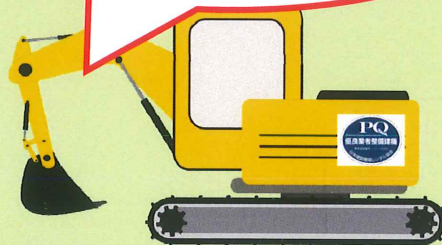
建設機械レンタル業者登録制度

地域から信頼されるレンタル拠点の運営を目指します

登録要件は？

- ①人的要件 レンタル管理士の配備
- ②財務的要件 自己資本500万円以上
- ③品質確保要件 有資格整備士の配備
- ④誠実性要件 反社会勢力の排除

2020年4月
登録申請
受付開始予定!!



業者登録をすると事務所に「金看板」を掲示でき、適正に整備された建機には「PQステッカー(商標登録申請中)」を貼ることができます。

建設機械器具レンタル業の登録証	
称号又は名称	株式会社 日本建設機械レンタル
代表者の氏名	建機 太郎
登録番号	(1)-32550
登録年月日	2020年4月1日
本社	東京都千代田区神田美倉町12-1
登録有効期間	2025年3月31日
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会	



業者登録手続きについて

本登録はネット環境からいつでも手続きすることができます。

協会HPからアクセスしてください。 <http://www.j-cra.org/>

登録手数料(税別)

協会員：50,000円 非協会員：100,000円

※2020年4月登録受付開始予定(当面は協会会員のみ)

「建設機械レンタル管理士」、「建設機械レンタル業者登録」に関するお問い合わせは

 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 事務局

〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1 MH-KIYAビル2F TEL 03-3255-0511 FAX 03-3255-0513

ホームページ <http://www.j-cra.org/>

メールアドレス tourokuseido@j-cra.org